

株式会社和心とマイグレ株式会社との株式交換に関する事後開示書類

株式会社和心（以下、「和心」という。）及びマイグレ株式会社（以下、「マイグレ」という。）は 2025 年 9 月 12 日をもって、和心を完全親会社、マイグレを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を実施いたしました。本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

本株式交換が効力を生じた日は、2025 年 9 月 12 日です。

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行ったマイグレの株主はおりませんでした。

（2）会社法第 785 条の規定による手続の経過

マイグレは、会社法 785 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 21 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である和心の商号及び住所を郵送により通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行ったマイグレの株主はおりませんでした。

（3）会社法 787 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

（4）会社法 789 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2 の規定に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定により、和心に対し、株式交換をやめることの請求をした株主はおりませんでした。

（2）会社法第 797 条の規定に係る手続の経過

和心は、会社法第 797 条 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2025 年 8 月 21 日付で和心の株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全子会社であるマイグレの商号及び住所について電子公告を行いました。なお、和心は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条の規定による請求に係る手続について、該当事項はございません。

（3）会社法第 799 条の規定に係る手続の経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により和心に移転したマイグレの株式の数は、184株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) 和心は、会社法第795条第1項及び同法第796条第2項本文の規定により、2025年8月13日開催の取締役会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) マイグレは、会社法第783条第1項の規定により、2025年9月2日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 和心は、本件株式交換に際し、普通株式99,224株を発行し、本株式交換の効力発生日の前日（2025年9月11日）の最終のマイグレの株主名簿に記載又は記録された株主のうち和心を除く株主に対し、その所有するマイグレの普通株式1株につき和心の普通株式628株の割合をもって割当交付いたしました。

(4) 本株式交換により増加した和心の資本金及び準備金は下記のとおりです。

①資本金：0円

②資本準備金：会社計算規則第39条に従い、和心が別途定める額

以上

2025年9月12日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号

株式会社和心

代表取締役 森 智宏

静岡県伊東市吉田551

マイグレ株式会社

代表取締役 森 智宏